

(様式第1号)

平成28年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成29年3月29日(水) 15:30~16:30
場 所	市役所東館3階大会議室
出席者	委員長 石川 久展 委員 高木 佐知子, 菅沼 久美子, 西村 京, 神田 信治, 佐野 武 税所 篤哉, 内山 忠一, 田中 航次, 安宅 桂子, 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 事務局 社会福祉課 課長 廣瀬 香 " 係長 柏原 由紀 " 主事 村岡 裕樹 " 主事補 樽本 暁子 高齢介護課 課長 宮本 雅代 " 係長 嶋田 美香 " 主事 松本 匡史 " 主事補 後藤 高弘 関係課 地域福祉課 課長 細井 洋海 " 係長 浅野 理恵子 高齢介護課 主査 小林 明子
事務局	社会福祉課, 高齢介護課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 地域密着型サービスに係る条例の改正について

イ 実地指導について

ウ その他

2 提出資料

- (1) 資料1 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について【議事ア関係】
- (2) 資料2 地域密着型通所介護の基準創設に伴う整理【議事ア関係】
- (3) 資料3 市内の指定地域密着型サービス事業者一覧【議事ア関係】
- (4) 資料4 平成28年度実地指導・指導監査状況について【議事イ関係】

3 審議経過

(事務局:宮本) 議事ア「地域密着型サービスに係る条例の改正について」を事務局より説明

(石川委員長) 事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

芦屋市内14か所の事業所とお話しにありましたが、これから参入する予定の事業所はありますか。

(事務局：廣瀬) 小規模な通所介護の事業所になりますので、開設はしやすいと考えております。参入する事業所は出てくるものと考えております。

(石川委員長) 一軒家を改造して小規模な通所介護事業所を開設するところが増えていきます。空き家のこともあります。西宮市でも同じような事業所があります。運営推進会議に参加される方の要件はありますか。

(事務局：廣瀬) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、そして事業所が所在する市町村の市の職員です。また、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される会となります。

(石川委員長) 他ご意見等ありますか。

(佐野委員) 地域密着型サービス事業所は公募で行うものと、事業所からの指定申請によるものがあり、通所介護事業所以外で公募による指定になる事業所はありますか。

(事務局：廣瀬) 公募を行わない指定事業所は通所介護事業所のみとなります。

(安宅委員) 資料の中に地域密着型特定施設が3件ありますが、特定施設はどのようなサービスを行う施設でしょうか。

(事務局：廣瀬) 特定施設といいますのは、介護保険の報酬を算定する有料老人ホームの1種です。介護保険を利用しないものでは有料老人ホームの住宅型と呼ばれるものがございます。また、地域密着型特定施設というのは、利用される方が芦屋市内の方に限られるということと、要介護1以上という条件がついたものになります。

(石川委員長) 分かりにくくなりましたよね。もともと有料老人ホームは普通の住宅です。理解が難しいですね。海外の方に説明するときに困ることがあります。条例改正なので特に問題ないと思いますが、居酒屋デイサービスのようなものも出てくるのではないかと思います。アミューズメントという言葉は言い方を良くしただけで、ある意味パチンコやマーじゃんとかギャンブルも含まれることとなります。良い悪いは別としてそのような事業者の参入があり得るとなれば私たちの責務は大きくなると思います。

それでは、議事イの実地指導について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：村岡) 議事イ「実地指導について」を事務局より説明

(石川委員長) ありがとうございます。それでは何かご質問、ご意見等ありますか。

(田中委員) 確認ですけれども、資料に認知症対応型共同生活介護とグループホームの記載がありますが同じでしょうか。

(事務局：廣瀬) 介護保険法上は、認知症対応型共同生活介護となりますが、一般的にはグループホームという呼び方で広まっております。市民の方により分かりやすくグループホームという記載をしておりますが、記載の方法については検討していきたいと思っております。

(田中委員) カッコ書きでグループホームと書いておけば分かりやすくなると思います。

(石川委員長) 他にないでしょうか。監査を行ったところが、認知症対応型共同生活介護ということで、

若干心配です。本人が認知症によって分からないとなると、請求がいくらでもできるということを勘ぐってしまうところがあって、不正はないようですけども、厳しく見ていくことが必要と感じました。

(事務局：廣瀬) 24時間、認知症の方を介護しておられますので、実地指導により介護記録を確認し、不適切なものがないよう指導して参ります。

(安宅委員) 監査はどのように発生するのでしょうか。

(事務局：廣瀬) 今回監査となった背景ですが、事業所が資料を精査している中で誤りに気づき申し出があったもので、その段階では大きなものに関わるものかが判断しかねる状況でしたので、事業所に直接行き、書類等を全て確認したところでございます。

(安宅委員) 古くからある大きな施設ですので、資料のチェックは膨大で大変だろうと拝見してました。

(石川委員長) 昨今の保育所の誘致も問題になっていますが、色々なトラブルが起こって、運営が大変ですよ。参入してくる事業所の中には経営状況が大変なところがあると思います。不正については未然に防ぐためにも第三者のチェックが必要ですし、行政がしっかり実地指導や監査を行っていくことが必要だと思います。

(佐野委員) 芦屋市には6ヵ月ルールというものがありますが、デイサービスが地域密着型となったことで、今までと同様の扱いなのか、他市の状況も含めて変更となるのか教えて頂けますか。

(事務局：廣瀬) 芦屋市は市域が狭いということもあり、事業所数も少ないという特徴がございます。その中で例えば、他市に住民票をおかれている方が転入されて、そのまますぐに利用されるとした場合に、制限を設けている状況です。しかしながら、様々な実態がございますので、事業所からの相談を伺った上で判断しており、緩和できる部分があるのかについては、今後、検討していきたいと考えております。

(佐野委員) ケアマネジャーが知っておかないといけない話だと思いますので、ガイドライン等ができるのであれば、今後変更された場合も含めて案内をお願いします。

(事務局：廣瀬) 集団指導等で周知させていただきたいと思います。

(石川委員長) よろしいでしょうか。議題はこれにて終了となりますが、その他について事務局から何かありますか。

(事務局：廣瀬) 来年度以降、第8次芦屋すこやか長寿プランの策定や新たな公募によって応募があった際には委員会にて引き続きお諮りいたします。また、実地指導等についても報告させていただきたいと考えております。

(石川委員長) それでは、これをもちまして、第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会